

静岡県告示第289号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1の表中「静岡県女性相談センター」を「静岡県女性相談支援センター」に、
- | | | | |
|--|---|---|-------|
| 「静岡県立浜松西高等学校中等部
静岡県立下田高等学校」 | を | 「静岡県立浜松西高等学校中等部
静岡県立ふじのくに中学校
静岡県立下田高等学校」 | に、 |
| 「静岡県立島田商業高等学校
静岡県立金谷高等学校
静岡県立川根高等学校」 | を | 「静岡県立島田商業高等学校
静岡県立川根高等学校」 | に、 |
| 「静岡県立静岡中央高等学校
静岡県立伊豆の国特別支援学校」 | を | 「静岡県立静岡中央高等学校
静岡県立ふじのくに国際高等学校
静岡県立伊豆の国特別支援学校」 | に改める。 |

2(3)の表みずほ信託銀行株式会社の項取扱店舗の欄「静岡県内店舗に限る。」を「静岡県内店舗及び口座振替を利用した収納に限る。」に改める。

2(4)の表株式会社静岡銀行浜松営業部の項の担当する本庁又はかいの欄中「会計総務課西部出納室（静岡県財務規則第154条第2項及び同条第3項の業務に限る。）」を削り、スルガ銀行株式会社熱海支店及びスルガ銀行株式会社富士吉原支店の項の担当する本庁又はかいの欄中「会計総務課東部出納室（静岡県財務規則第154条第2項及び同条第3項の業務に限る。）」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。